

学校経営のポイント

“携帯電話悪用によるカンニング”事件の発生

若井 彌一

2月25・26日は、多くの国立大学で入学試験が行われた。京都大学で実施された入試を受験したうちのひとりが、「英語」の試験時間中に、携帯電話を使ってインターネットの「ヤフー知恵袋」に試験問題を流し（投稿し）、これに呼応して複数の回答が寄せられていたことが発覚した。

カンニングは珍しい不正行為ではないが…

不正行為と思われる試験問題のインターネット上への流出事実が判明して、それが報道されるに及んで、どんな方法で試験時間中に流出させたかということが、おそらく多くの人々の推理的関心をつのらせたのではなかろうか。

京都大学のマスコミ対応が迅速であったことが幸いして、その後、不正行為を試みた受験生（19歳・予備校生）が、3月3日正午ごろに、捜査中の京都府警と宮城県警の捜査員に、JR仙台駅構内を歩いているところを発見され、任意での聴取後に逮捕された。

この逮捕により、いわゆる「犯人像」をめぐるさまざまな憶測が乱れ飛ぶという事態は最小限にとどめられたと言える。

京都大学では、3月10日を合格発表日としているが、新聞報道によれば、「10日の合格発表前に予備校生の関与が確認されれば、不合格とする方針」であるという（3月4日付け『毎日新聞』「仙台の予備校生逮捕」による）。

不正行為をした者に対する措置としては、妥当な方針と思われる。試験監督が適切に行われていなかったのに、その怠慢を棚に上げて、受験生に対して厳しい方針をもって臨むのはけしからん、との抗議が多く大学に寄せられたようであるが、騒ぎが大き

くなったからということではなく、不正行為そのものに対する措置として、厳しいように思われるかもしれないが、やむを得まい。

「すがすがしい生き方」指導の充実が課題

刑法第233条の偽計業務妨害罪の容疑で逮捕された予備校生によるこれまでの供述の範囲では、単独行為（単独犯行）の可能性が高いようである。

なぜ、このような不正行為を試験時間中に、試験監督者に気づかれることなくスルスルと進めることができたのかについては、少々疑問も残る。

また、京都大学より先に実施された立教大、同志社大、早稲田大学の入試「英語」に関する類似の事件についても、今後、詳細が明らかにされるであろう。

今回の事件発生により、携帯電話を使って試験時間中に出題問題を外部（インターネット上）に流して、不特定の人々から解答の不正な援助を得ることが可能となることが明らかになった。

この事件を契機として、不正行為を防止するために、携帯電話の試験会場への持込み等に対する規制は、より徹底の度を強めると予想される。

しかし、物理的不正防止や規制にも限度がある。不正行為の防止策が徹底をきわめた厳戒監視体制の下で大学入学試験が実施されるという受験風景は、想像するだけでも寒々しい。

各学校（予備校も含む）においては、入試の合格方法だけでなく、関門に挑む人間としての清々しい生き方についても日頃の指導で十分理解を深め、実践（実行）できるように取組みの工夫と充実に努めたい。

（わかい・やいち＝上越教育大学長）

●最新刊好評発売中！23・24年度実施新教育課程モデル事例集 2冊同時刊！各A5判208頁／定価2520円

No.1『言語活動モデル事例集』水戸部 修治(文科省教育課程調査官)【編】

No.2『小学校外国語活動モデル事例集』直山 木綿子(文科省教育課程調査官)【編】